

9 社会的養育推進のための施設との連携

(1) 基本的な考え方

現在、市内には、社会的養育に係る施設として、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設（県立）及び児童自立支援施設（県立）が設置されています。今後も、社会的養育を必要とするこども一人ひとりにとって望ましい養育を確保していくため、これらの市内の施設に加え、兵庫県、神戸市等と調整の上、市外の施設とも連携していきます。

市が所管する施設として、明石乳児院と児童養護施設カーサ汐彩がありますが、各施設には、本市のこどもだけでなく、市外のこどもも多数暮らしています。したがって、今後、家庭養育の推進に伴って、各施設でどれくらいのこどもを受け入れていくか、どのような機能を発揮していくかといった施設の今後の在り方については、本市単独ではなく、広域的に捉え、検討していく必要があります。このため、市内の施設については、兵庫県が策定する兵庫県社会的養育推進計画における県内全体（神戸市を除く。）の施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組の計画を十分に踏まえて対応していきます。

また、「8 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組」で示したように、フォスタリング業務の各段階で、専門性を有する施設と連携し、家庭養育を推進していきます。

(2) 現行計画の達成見込み・要因分析等

計画当初の 2019 年度（令和元年度）から里親支援専門相談員が明石乳児院と児童養護施設カーサ汐彩に各 1 名配置され、里親家庭への支援などを担っています。カーサ汐彩については 2023 年度（令和 5 年度）から 2 名配置とするなど、里親家庭の増加に伴い、より役割が増しています。

施設の多機能化として、2020 年度（令和 2 年度）に児童養護施設カーサ汐彩に併設する形で児童家庭支援センターかりんが設置されました。24 時間の子育て相談ダイヤル・こども相談ダイヤルやアウトリーチなど、施設の専門性を活かした支援を担っています。

ショートステイ事業においては明石乳児院とカーサ汐彩が大きな役割を果たしています。2023 年度（令和 5 年度）に開設した自立援助ホームフレスタ明石もショートステイ事業を受託しており、利用者数が増加する中で、ショートステイを専門とする養育里親等を含めた委託先は年々充実してきています。

(3) 資源等に関する地域の現状

- ・小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数

現時点で市内に小規模かつ地域分散化した施設はありません。

- ・養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配施設数、加配職員数

児童養護施設カーサ汐彩に、家庭支援専門相談員が2名、心理療法担当職員1名配置されています。

- ・一時保護専用施設の整備施設数
6の一部再掲
- ・児童家庭支援センターの設置施設数
3の一部再掲
- ・里親支援センター、里親養育包括支援（フォスターリング）事業の実施施設数
8の一部再掲
- ・妊産婦等生活援助事業の実施施設数
4の一部再掲
- ・市区町村の家庭支援事業を委託されている施設数（事業ごと）
3の一部再掲

（４）資源の整備・取組方針等

- ・小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数
児童養護施設カーサ汐彩においては、2029年度(令和11年度)までに地域小規模児童養護施設を設置することを目指します。明石乳児院については、今後も入所児童の大半が市外からの措置となることが見込まれるため、広域的な利用状況を踏まえて、高機能化及び多機能化の検討を進めていきます。
- ・養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配施設数、加配職員数

現状の配置数を基本としながら、入所児童の状況に応じて必要な専門職が配置されるよう、体制の充実を図っていきます。

- ・一時保護専用施設の整備施設数
6の一部再掲
- ・児童家庭支援センターの設置施設数
3の一部再掲
- ・里親支援センター、里親養育包括支援（フォスターリング）事業の実施施設数
8の一部再掲
- ・妊産婦等生活援助事業の実施施設数
4の一部再掲

（５）評価のための指標

- ・小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数
- ・養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配施設数、加配職員数
- ・一時保護専用施設の整備施設数
6の一部再掲

- ・ 児童家庭支援センターの設置施設数
3の一部再掲
- ・ 里親支援センター、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施施設数
8の一部再掲
- ・ 妊産婦等生活援助事業の実施施設数
4の一部再掲

10 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

(1) 基本的な考え方

社会的養護を受けるこどもが、自分自身で将来進む道を決定し、自立していくため、心理的なケア、自立に必要な情報の提供、社会生活に関する支援を、本人の状況に応じて行う必要があります。そのため、施設や里親家庭に向けて、明石こどもセンターや支援機関が積極的に自立支援についての情報提供等を行うことが重要です。

また、2022年（令和4年）改正児童福祉法により、年齢要件の弾力化が行われていることを鑑み、一度社会的養護から離れた方も対象に加えていくなど、支援を必要とする方に幅広く支援を展開させていく必要があります。

(2) 現状と課題

明石こどもセンター開所後、2020年（令和2年）に女子を対象とした自立援助ホーム、2023年（令和5年）に男子を対象とした自立援助ホームが開設されるなど、男女とも年長のこども受け入れ態勢が整いつつある状態です。

そして、毎年度、社会的養護を離れる方が増えつつあるなかで、社会的養護経験者等が相互の交流や必要な情報の提供、関係機関との連絡調整等を担う社会的養護自立支援拠点事業の担い手を開拓していく必要があります。

(3) 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握

- ① 明石こどもセンター開所後、18歳を迎えた方及び、18歳を迎えた年度末を超えて、措置延長された方の人数については、表76のとおりです。

表76 社会的養護継続中に18歳を迎えた方の状況（単位：人）

	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)(見込)	合計
18歳到達	5	6	5	2	7	5	30
措置延長	3	1	2	1	5	2	14

- ② 後期計画中に18歳を迎える方及び措置延長を必要とする方の見込みは以下のとおりです。

表77 社会的養護継続中に18歳を迎える方の見込み（単位：人）

	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)	合計
18歳到達	4	3	1	3	4	15
措置延長	2	1	1	3	2	9

③ 実情把握

社会的養護経験者等の実情把握については、施設職員、里親等との連携のもと、電話やメール、SNS等の手段により行っていきます。

また、社会的養護自立支援拠点事業の担い手が開拓できるまでの間は、明石子どもセンターが核となり、相談に応じることとし、窓口についてホームページ等で周知を図っていきます。

(4) 社会的養護経験者等の自立に向けた取組

前述(2)の現状と課題でも触れたとおり、現在、Ⅰ型の児童自立生活援助事業を担う施設として、市内に男女1箇所ずつ自立援助ホームが存在します。

しかしながら、2022年(令和4年)改正児童福祉法により年齢要件等の弾力化が行われる等、今後ますます事業の需要が高まっていくものと想定されます。

そのため、Ⅱ型、Ⅲ型の児童自立生活援助事業の担い手としての、児童養護施設、里親・ファミリーホーム等との連携、協議のもと、支援を必要とする方が事業を受けられるよう取り組んでいきます。

また、社会的養護経験者等への支援にあたり、中心的な役割を担う社会的養護自立支援拠点事業や、関係機関によって組織される社会的養護自立支援協議会の設置についても、実施に向けて前向きに検討することとして、先行自治体への調査や事業の担い手候補等との協議を行っていきます。

(5) 評価のための指標

本項目の取組状況の評価については、以下の指標により評価を行うこととし、この評価に基づいて後年度の計画に活かしていくものとします。

① 計画最終年度における児童自立生活援助事業の実施個所数(表78)

(単位:実施個所数:箇所、()内・人)

	男性	女性
Ⅰ型	1(6)	1(6)
Ⅱ型	—	—
Ⅲ型	—	—

※支援を必要する方が支援を受けられるよう、実情に応じて提供します。

② 社会的養護自立支援拠点事業の整備個所数

計画期間中に1箇所の整備を目指します。

③ 社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の整備状況

計画期間中に社会的養護自立支援拠点を中心として、組織できるよう努めます。

1 1 明石こどもセンターの運営（児童相談所の強化等に向けた取組）

（１）基本的な考え方

明石こどもセンターは、2019 年（平成 31 年）4 月の開設以来、市町村業務としてのこどもに関する相談や要支援・要保護児童に対する支援業務を担うとともに、児童相談所業務としてのこどもに対する専門的な支援業務を一体的に担い、本市のこども支援の中核機関として、総合的かつ迅速・最適な支援を行っています。

全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数や複雑・困難ケースの増加を背景に、2022 年（令和 4 年）12 月、国は「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を策定し、市町村及び児童相談所の体制強化や専門性強化を進めていくこととしました。

これを踏まえ、本市では、児童相談所を設置する市民に最も身近な基礎自治体としての役割を果たすため、児童福祉司、児童心理司、弁護士、医師、保健師などの専門性の高い職員の配置を継続していくとともに、こども家庭ソーシャルワーカーをはじめとする専門性の高い資格取得を促進するため、研修の受講を計画的に進めるなど職員の支援技術と専門性の向上を図っていきます。また、家庭養育の推進に関しては、「さとおや課」が関連業務を専ら担い、里親を増やす取組から、里親家庭への支援まで、重点的かつきめ細かく対応するなど児童相談所としての機能性と専門性の強化に引き続き取り組んでいきます。

（２）現行計画の達成見込み・要因分析等

2020 年（令和 2 年）3 月に策定した当初計画において具体的な目標値は示しておりませんでした。後記（５）に示す評価のための指標に係る現況値は下記のとおりとなっています。

表 79 ① 専門職員の配置状況等 （単位：人）※各年度 4 月 1 日時点

評価指標	2020 年度 (R2)	2021 年度 (R3)	2022 年度 (R4)	2023 年度 (R5)	2024 年度 (R6)(見込)
明石こどもセンター の管轄人口	299,021	303,459	304,108	305,131	306,091
児童福祉司等配置数※1	23	22	23	27	35
児童心理司の配置数	8	8	11	11	10
児童福祉司スーパーバイ ザー（SV）の配置	5	7	6	4	3
医師の配置数	1	1	1	1	2
（うち常勤）	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)
（うち非常勤）	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)

保健師の配置数	7	6	6	7	6
弁護士職員の配置数	3	3	2	2	2

※1：児童福祉司等配置数：児童相談所における児童福祉司及びこども家庭センターに配置され児童福祉司と同様の支援を行う（児童福祉司として任用可能な）職員の配置総数

※2：上記人数に育休・休職者は含まない（児童福祉司：1名、児童心理司：1名）

- 2019年（平成31年）4月の開設以来、市町村子ども家庭総合支援拠点としての機能と児童相談所としての機能を一体的に行う機関として、両機能を十分に発揮し、一人ひとりのこどもに寄り添った支援を行う観点から、児童福祉司等の専門職について国基準を上回る職員を配置してきました。2024年度（令和6年度）からこども家庭センターの機能を有した施設として更に体制を強化し、市町村機能と児童相談所機能を兼ね備えた児童相談所として、職員の配置の拡充により、総合的な支援を行っていく方針です。
- 常勤弁護士の複数配置、医師の常駐化により、法的見地や医療的見地から常に専門的視点の入ったアセスメントとケースワークを実施し、迅速かつ適切な対応ができる体制を整えています。引き続き常勤弁護士の複数配置と医師の常駐化を維持していく方針です。
- 明石こどもセンター内に「さとおや課」を設置し、関係機関と連携しつつ、一連のフォスタリング業務を担い、里親家庭がこどもを受け入れる際は、里親と支援に当たる関係機関がこどもへの支援方針を協議する「里親子応援会議」を開催するなど、きめ細かい支援を行っていますが、今後の里親家庭の増加に伴って、支援の質の確保を図っていく必要があります。

表 80 ② 明石こどもセンター(相談所部門)の第三者評価・研修の受講状況

※各年度3月31日時点

評価指標	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)(見込)
第三者評価実施施設数 (箇所)	0	0	0	0	0
児童福祉司任用後研修 (人)	4	2	6	7	13
こども家庭ソーシャルワーカー 養成研修(人)	—	—	—	—	0
専門職採用者数 (人)	11	6	9	7	3

- 職員には一定の経験のある職員を配置していますが、最新の知識を持ち、こどもの声を聴き取り、こども一人ひとりに寄り添った支援をするケースワーク

力や、地域の関係機関をコーディネートして、こどもと家庭を支援していくソーシャルワーク力が求められることから、こども家庭ソーシャルワーカーの資格取得が重要となります。しかしながら、同資格の養成研修の受講に相当の時間を要することから、将来を見据えた計画的な研修の受講を進めていく必要があります。

(3) 資源等に関する地域の現状

出生率の低下により全国的に人口が減少していく中、本市における人口は、「こどもを核としたまちづくり」の推進により子育て世代を中心に増加しています。全国的にも児童虐待対応件数は増加傾向にあることから、児童福祉司等の専門職員の必要配置数も徐々に増えていくものと思われます。明石こどもセンターにおける児童福祉司や児童心理司、弁護士などの専門職の配置については、開設以来、積極的な有資格者の採用や人材育成により適正な配置を行ってきました。

また、本市では、以前から市町村機能と児童相談所機能を兼ね備えた明石こどもセンターと妊産婦や子育て世帯への支援部門との連携体制を整えていましたが、これを「こども家庭センター」として位置付け、切れ目のない一体的な支援体制の更なる拡充に努めています。

こども家庭センターには児童福祉司に相当する職員を積極的に配置し、市町村業務における支援と児童相談所業務における支援が円滑に行えるよう国の配置標準を踏まえながら必要な専門的職員の配置を継続していく方針です。

① 明石こどもセンターの管轄人口

本市管轄の人口は、2024 年度（令和 6 年度）4 月 1 日時点で 306,091 人となっています。全国的に人口が減少傾向にある中、子育て施策の推進により本市の人口はここ数年ゆるやかな増加が続いていることから、期間中およそ 1 % の増加を予想しています。

表 81 明石こどもセンターの管轄人口 (単位:人)

人口見込	2029 年度 4 月①	2024 年度 4 月②	増減 (①-②)
明石こどもセンターの管轄人口	309,074	306,091	2,983

② 児童福祉司等※1、児童心理司の配置数

本市では、市町村業務と児童相談所業務を兼務している児童福祉司等を積極的に配置しています。したがって、児童福祉司等配置数は管轄人口や虐待相談件数に応じて算定される児童福祉司の配置標準（2024 年度（令和 6 年度）は 20 人）を踏まえた適正な配置が求められます。加えて、今後も児童虐待対応件数

の増加が見込まれることから、2029 年度（令和 11 年度）4 月の必要配置数を 37 人（配置標準 26 人）と見込んでいます。

表 82 児童福祉司等、児童心理司の配置数 (単位:人)

評価資源	計画期間における必要量① (2029 年度 4 月)	現在の整備状況② (2024 年度 4 月)	今後整備すべき見込み量 (①-②)
児童福祉司等配置数※1	37	35	2
児童心理司の配置数	13	10	3

※1 : P51 参照

③ 児童福祉司スーパーバイザー (SV) の配置数

児童福祉司スーパーバイザーについては、児童福祉司の配置数に対する標準的な配置ができていない状況ですが、2029 年度（令和 11 年度）までに解消できるよう計画的な育成を行っていきます。

表 83 児童福祉司スーパーバイザー (SV) の配置数 (単位:人)

評価資源	計画期間における必要量① (2029 年度 4 月)	現在の整備状況② (2024 年度 4 月)	今後整備すべき見込み量 (①-②)
児童福祉司 SV の配置数	6	3	3

④ 医師・保健師の配置数

医師については、2024 年度（令和 6 年度）4 月において、常勤 1 名、非常勤 1 名が配置されており、保健師についても 6 名配置されています。医療的な専門知見に基づいた対応を行うため、今後も常勤医師 1 名以上の配置及び保健師複数名の配置を維持していく計画です。

表 84 医師・保健師の配置数 (単位:人)

評価資源	計画期間における必要量① (2029 年度 4 月)	現在の整備状況② (2024 年度 4 月)	今後整備すべき見込み量 (①-②)
常勤医師の配置数	1	1	0
保健師の配置数	6	6	0

⑤ 弁護士の配置数

弁護士については、常勤職員 2 名が配置され、法的なサポート体制が確立さ

れています。司法審査等を含めた法的手続きや法的見地に基づいたサポートを継続していくため、今後も複数の配置を維持していく計画です。

表 85 弁護士配置数 (単位:人)

評価資源	計画期間における必要量① (2029 年度 4 月)	現在の整備状況② (2024 年度 4 月)	今後整備すべき見込み量 (①-②)
弁護士職員の配置数	2	2	0

⑥ 明石こどもセンターの第三者評価

本市における児童相談所は 1 箇所となっていますが、現時点において第三者評価は実施していません。児童福祉法では努力義務とされていますが、児童相談所業務の質の向上に向け、計画期間中に実施する計画です。

表 86 第三者評価実施施設数 (単位:箇所)

評価資源	計画期間における必要量① (2029 年度末)	現在の整備状況② (2024 年度末)	今後整備すべき見込み量 (①-②)
第三者評価実施施設数	1	0	1

⑦ 専門研修の受講者数 (合計)

職員への研修については、新たに任用された児童福祉司の専門性の向上を図るための児童福祉司任用後研修や新たな専門資格であるこども家庭ソーシャルワーカーの取得促進を図るため、必要な養成研修の受講を計画的に進めていく必要があります。

表 87 専門研修の受講者数 (単位:人)

評価資源	計画期間における必要量① (2029 年度末)	現在の整備状況② (2024 年度末)	今後整備すべき見込み量 (①-②)
児童福祉司任用後研修	15	0	15
こども家庭ソーシャルワーカー養成研修	5	0	5

⑧ 専門職採用者数 (合計)

専門職員の採用については、市の全体的な採用計画に基づいて行っているため、明石こどもセンター職員への配置に限定した採用は行っておりませんが、本計画では新たに配属される専門職員数を見込んで計上しています。

表 88 専門職採用者数

(単位:人)

評価資源	計画期間における 必要量① (2029 年度末)	現在の整備状況② (2024 年度末)	今後整備すべき 見込み量 (①-②)
専門職採用者数	15	0	15

(4) 資源の整備・取組方針等

① 明石こどもセンターの管轄人口(表 89)

(単位:人)

※各年度4月1日時点

評価指標	2025 年度 (R7)	2026 年度 (R8)	2027 年度 (R9)	2028 年度 (R10)	2029 年度 (R11)
明石こどもセンターの 管轄人口	307,001	307,519	308,038	308,556	309,074

② 児童福祉司、児童心理司の配置数

管轄内人口は緩やかな増加を予想していますが、虐待対応件数は今後も徐々に増加していくものと想定しています。それに伴い国が示す児童福祉司及び児童心理司の標準配置数も増えるものと思われませんが、市町村業務と児童相談所業務、更にはこども家庭センターとの一体的な運営による総合的な支援を継続していくため、児童福祉司等についてはこれまでの方針どおり国の配置基準を踏まえた適正な配置を維持していきます。

表 90 児童福祉司等の配置数

(単位:人) ※各年度4月1日時点

評価指標	2025 年度 (R7)	2026 年度 (R8)	2027 年度 (R9)	2028 年度 (R10)	2029 年度 (R11)
児童福祉司等配置数※1	35	36	36	37	37
児童心理司の配置数	11	12	12	13	13

※1：P51 参照

③ 児童福祉司スーパーバイザー（SV）の配置数

児童福祉司の指導・教育を担うスーパーバイザーについても資格認定には一定の経験年数を要することから、計画的な研修受講による人材育成を行い、職員の資質向上及び体制の強化に努めていきます。

表 91 児童福祉司 SV の配置数 (単位:人) ※各年度 4 月 1 日時点

評価指標	2025 年度 (R7)	2026 年度 (R8)	2027 年度 (R9)	2028 年度 (R10)	2029 年度 (R11)
児童福祉司 SV の配置数	4	5	5	6	6

④ 医師・保健師の配置数

医師と保健師の連携による医療的見地や専門的な視点からのアセスメントとケースワークを継続していくため、医師・保健師の常勤配置を維持していきます。

表 92 医師・保健師の配置数 (単位:人) ※各年度 4 月 1 日時点

評価指標	2025 年度 (R7)	2026 年度 (R8)	2027 年度 (R9)	2028 年度 (R10)	2029 年度 (R11)
常勤医師の配置数	1	1	1	1	1
保健師の配置数	6	6	6	6	6

⑤ 弁護士配置数

一時保護の司法審査やその他の法的手続き、アセスメントやケースワークへの法的見地からのスーパーバイズなどによる職員への支援を継続していくため、常勤弁護士職員の複数配置を維持していきます。

表 93 弁護士の配置数 (単位:人) ※各年度 4 月 1 日時点

評価指標	2025 年度 (R7)	2026 年度 (R8)	2027 年度 (R9)	2028 年度 (R10)	2029 年度 (R11)
常勤弁護士職員配置数	2	2	2	2	2

⑥ 明石こどもセンターの第三者評価

明石こどもセンターにおける第三者評価については、2025 年度(令和 7 年度)を目途に開始し、評価結果を踏まえた、職員配置や人材育成などによる必要な体制の整備と機能強化に取り組んでいきます。

表 94 第三者評価実施施設数 (単位:箇所) ※各年度 3 月 31 日時点

評価指標	2025 年度 (R7)	2026 年度 (R8)	2027 年度 (R9)	2028 年度 (R10)	2029 年度 (R11)
第三者評価実施施設数	1	-	-	1	-

⑦ 職員研修の受講者数

児童福祉司の専門性の向上とこどもの権利擁護の更なる推進を図るため、児

児童福祉司任用後研修をはじめとする職員の専門性強化を図るための研修について、積極的な受講を推進するとともに、新たな専門資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格取得を促進し、こどもや家族への専門的な支援の強化を図っていきます。

表 95 専門研修の受講者数 (単位:人) ※各年度3月31日時点

評価指標	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
児童福祉司任用後研修	3	3	3	3	3
こども家庭ソーシャルワーカー 養成研修	1	1	1	1	1

⑧ 専門職採用者数

福祉職員をはじめとする専門職の採用については、市の全体的な採用計画に基づいて行っているため、明石こどもセンター職員への配置を前提とした個別の採用は行っておりませんが、児童相談所の機能強化に向けて、国や周辺地域の動向を注視しながら将来を見据えた計画的な配置を行うため、引き続き人事当局と調整を行っていきます。

表 96 専門職採用者数 (単位:人) ※各年度3月31日時点

評価指標	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
専門職採用者数	3	3	3	3	3

(5) 評価のための指標

本項目の取組状況の評価については、以下の指標により評価を行うこととし、この評価に基づいて後年度の計画に活かしていくものとします。

- ・明石こどもセンターの管轄人口
- ・児童福祉司等、児童心理司の配置数
- ・児童福祉司スーパーバイザー（SV）の配置数
- ・医師・保健師の配置数
- ・弁護士の配置数
- ・明石こどもセンターの第三者評価
- ・こども家庭福祉行政に携わる明石こどもセンター職員における研修の受講者数
- ・専門職採用者数（割合）

【参考】代替養育を必要とするこどもの見込みの算出方法

資料 1 入所期間に着目した推計値の算出方法について

1. 令和6年4月1日時点における代替養育を必要とするこども数 (単位:人)

	乳児院	児童養護 施設	里親 + F H			合計
				里親	F H	
3歳未満	2	0	1	1	0	3
3歳～就学前	1	3	1	1	0	5
学童期以降	0	33	21	15	6	54
合計	3	36	23	17	6	62

2. 施設入所しているこどものうち、里親委託が必要なこども数 (※)

(単位:人)

	乳児院	児童養護 施設	合計
3歳未満	1	0	1
3歳～就学前	0	3	3
学齢期以降	0	24	24
合計	1	27	28

※施設入所しているこどもであって次のア～エのいずれかに該当するもの

ア 乳児院に半年以上措置されている乳幼児

イ 児童養護施設に入所するこどもで乳児院から措置変更された乳幼児

ウ 児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児

エ 児童養護施設に3年以上措置されている学齢期以降のこども

3. 2を反映させた場合の代替養育を必要とするこども数 (※) (単位:人)

	乳児院	児童養護 施設	里親 + F H			合計
				里親	F H	
3歳未満	1	0	2	2	0	3
3歳～就学前	1	0	4	4	0	5
学童期以降	0	9	45	39	6	54
合計	2	9	51	45	6	62

※ 2 で算出した数を 1 の乳児院及び児童養護施設のこども数から減じ、里親委託こども数に加える

●年齢区分別・施設別の分布率

	乳児院	児童養護施設	里親 + F H			合計
				里親	F H	
3 歳未満	1.6%	0.0%	3.2%	3.2%	0.0%	4.8%
3 歳～就学前	1.6%	0.0%	6.5%	6.5%	0.0%	8.1%
学童期以降	0.0%	14.5%	72.6%	62.9%	9.7%	87.1%
合計	3.2%	14.5%	82.3%	72.6%	9.7%	100.0%

4. 代替養育を必要とするこども数の推計値 73 人に 3 の分布率を反映 (単位:人)

	乳児院	児童養護施設	里親 + F H			合計
				里親	F H	
3 歳未満	1	0	2	2	0	3
3 歳～就学前	1	0	5	5	0	6
学童期以降	0	11	53	46	7	64
合計	2	11	60	53	7	73

●措置・委託率

	乳児院	児童養護施設	里親 + F H			合計
				里親	F H	
3 歳未満	33.3%	0.0%	66.7%	66.7%	0.0%	100.0%
3 歳～就学前	16.7%	0.0%	83.3%	83.3%	0.0%	100.0%
学童期以降	0.0%	17.2%	82.8%	71.9%	10.9%	100.0%
合計	2.7%	15.1%	82.2%	72.6%	9.6%	100.0%

資料2 ケアニーズに着目した推計値の算出方法について

1. 令和6年4月1日時点における代替養育を必要とするこども数 (単位:人)

	乳児院	児童養護 施設	里親+FH			合計
				里親	FH	
3歳未満	2	0	1	1	0	3
3歳～就学前	1	3	1	1	0	5
学童期以降	0	33	21	15	6	54
合計	3	36	23	17	6	62

2. ケアニーズ(次のア～キ)別のこども数

- ア こども自身が里親委託を望んでいないので施設でケアが適切と考えられる
- イ 発達上の支援課題(障害等)を考慮すると施設でのケアが適切と考えられる
- ウ 医療的ケア上の課題を考慮すると施設でのケアが適切と考えられる
- エ 心理的課題(家庭環境への拒否等)を考慮すると施設でのケアが適切と考えられる
- オ 家庭復帰を予定しているため里親委託に変更するよりは、引き続き施設でのケアが適切と考えられる
- カ ア～オ以外の理由により施設でのケアが適切と考えられる
- キ ア～カのいずれにも該当せず、里親委託を検討する必要がある

● 3歳未満 (単位:人)

	乳児院	児童養護 施設	里親+FH			合計
				里親	FH	
オ	1	0	0	0	0	1
カ	1	0	0	0	0	1
キ	0	0	1	1	0	1
合計	2	0	1	1	0	3

● 3歳～就学前

(単位:人)

	乳児院	児童養護 施設	里親+ F H			合計
				里親	F H	
イ	1	0	0	0	0	1
オ	0	3	0	0	0	3
キ	0	0	1	1	0	1
合計	1	3	1	1	0	5

● 学齢期以降

(単位:人)

	乳児院	児童養護 施設	里親+ F H			合計
				里親	F H	
ア	0	9	0	0	0	9
イ	0	5	0	0	0	5
エ	0	5	0	0	0	5
オ	0	6	0	0	0	6
カ	0	1	0	0	0	1
キ	0	7	21	15	6	28
合計	0	33	21	15	6	54

3. 施設で暮らすこどものうち、「キ 里親委託が望ましい」年齢区分別・施設種別
こどもの数 (単位:人)

	乳児院	児童養護 施設	合計
3歳未満	0	0	0
3歳～就学前	0	0	0
学齢期以降	0	7	7
合計	0	7	7

4. 3を反映させた場合の代替養育を必要とするこども数（※）（単位：人）

	乳児院	児童養護 施設	里親＋F H			合計
				里親	F H	
3歳未満	2	0	1	1	0	3
3歳～就学前	1	3	1	1	0	5
学童期以降	0	26	28	22	6	54
合計	3	29	30	24	6	62

※3で算出した数を1の乳児院及び児童養護施設のこども数から減じ、里親委託こども数に加える

●年齢区分別・施設別の分布率

	乳児院	児童養護 施設	里親＋F H			合計
				里親	F H	
3歳未満	3.2%	0.0%	1.6%	1.6%	0.0%	4.8%
3歳～就学前	1.6%	4.8%	1.6%	1.6%	0.0%	8.0%
学童期以降	0.0%	42.0%	45.2%	35.5%	9.7%	87.2%
合計	4.8%	46.8%	48.4%	38.7%	9.7%	100.0%

5. 代替養育を必要とするこども数の推計値73人に4の分布率を反映（単位：人）

	乳児院	児童養護 施設	里親＋F H			合計
				里親	F H	
3歳未満	2	0	1	1	0	3
3歳～就学前	1	4	1	1	0	6
学童期以降	0	31	33	26	7	64
合計	3	35	35	28	7	73

●措置・委託率

	乳児院	児童養護 施設	里親＋F H			合計
				里親	F H	
3歳未満	66.7%	0.0%	33.3%	33.3%	0.0%	100.0%
3歳～就学前	16.7%	66.6%	16.7%	16.7%	0.0%	100.0%
学童期以降	0.0%	48.4%	51.6%	40.6%	11.0%	100.0%
合計	4.1%	47.9%	48.0%	38.4%	9.6%	100.0%

【参考】用語集

	用 語	説 明
あ 行	アウトリーチ	手を伸ばすという意味の英語から派生したことばで、支援者自らが当事者のところへ出向いて支援すること。
	アセスメント	適切な支援のために、対象者の状態や状況を分析・評価すること。
	アドボカシー（アドボケイト） 【こどもアドボカシー】	アドボカシーとは「擁護・代弁」の意味を持ち、意見や考えを表明できるようにサポートし、その実現を支援する仕組みのことで、アドボカシーを実践する人を「アドボケイト」という。 こどもアドボカシーとは、こどもが話したいことを自ら話せるように支援したり、必要な場合には、こどもの依頼または承諾を得てこどもの思いや意見を代わって表明すること。
か 行	ケアニーズ	望ましい発達、生活状況、健康状態等の達成のために支援を受ける必要性のこと。
	こどもの最善の利益	こども個々に検討されるべきことで、包括的に説明することが困難な概念であるが、概ねこどもが体、心、社会的な発達を保障されること、差別されないこと、自分の意見を表明できること等、こどもの権利条約に記載されている内容が保障されていることをイメージしていただくといよい。
さ 行	児童自立生活援助事業	こどもの自立支援を図る観点から、義務教育終了後、里親や小規模住居型児童養育事業を行う者への委託又は児童養護施設等への入所措置が解除されたこども等、母子生活支援施設における保護の実施を解除された者及び一時保護を解除された者等に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居等において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者への相談その他の援助を行う事業。児童自立生活援助の実施場所は、次のいずれかに該当する場所及び対象者の居宅とし、場所によりⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型がある。 Ⅰ型：自立援助ホーム

		Ⅱ型：母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設 Ⅲ型：小規模住居型児童養育事業を行う住居（ファミリーホーム）又は里親（親族里親を除く）の居宅
	ショートステイ	児童の保護者が、育児不安・疲れ、出産、仕事、冠婚葬祭等により、一時的に家庭において養育できない場合等に、里親、児童福祉施設等で養育を行う子育て支援サービス。
た 行	特定妊婦	児童福祉法において「出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦」と定義されている。背景には、予期せぬ妊娠や経済的な不安、若年妊娠、虐待、DV、精神疾患など、様々な困難がある。
	トワイライトステイ	児童の保護者が仕事等により自らの家庭等において児童を養育することが困難となった場合に、日帰りで里親、児童福祉施設等で児童の養育を行う子育て支援サービス。
は 行	パーマネンシー保障	永続的な家族関係をベースとした育ちの場において、特定の大人との関わりを基盤とした安定的な養育環境を保障すること。
	フォスタリング（機関）	里親のリクルートから里親登録、こどもと里親家庭とのマッチングから養育中、里親委託措置解除後に至るまでの一連の過程における、様々な里親支援のこと。また、その事業を包括的に実施する機関をフォスタリング機関という。
	ペアレントトレーニング	こどもとのより良い関わり方を学ぶ保護者向けのプログラム。もともとは知的障害や発達障害のこどもを育てる家庭向けに開発されたが、現在は幅広い目的や方法で展開されている。
や 行	ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。ヤングケアラーが行っている家事や家族の世話は多岐に渡るが、一般に多いのは食事の準備や掃除、洗濯といった家事、見守り、きょうだいの世話、目の離せない家族の励ましなどの感情面のサポートなどが多い。

	要保護児童対策地域協議会（要対協）	保護者の養育が適切でないと懸念される児童「要保護児童」に対する支援を目的とし、学校、児童委員、自治体などの教育や児童福祉に関する事務を行う団体などで構成された協議体。主に、要保護児童や保護者に関する情報交換や支援内容の協議を行っている。
--	--------------------------	---